

美幌・津別広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例（案）

美幌・津別広域事務組合火災予防条例 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>目次 第1章～第8章（略） 附則</p> <p>第1章～第6章の2（略）</p> <p>第7章 雑則 第50条～54条（略）</p> <p>第55条（略）</p> <p>第8章（略）</p> <p>附 則（略）</p>	<p>目次 第1章～第8章（略） 附則</p> <p>第1章～第6章の2（略）</p> <p>第7章 雑則 第50条～54条（略）</p> <p><u>（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）</u></p> <p><u>第54条の2 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令もしくはこれに基づく命令またはこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。</u></p> <p><u>2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。</u></p> <p><u>3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続きは、規則で定める。</u></p> <p>第55条（略）</p> <p>第8章（略）</p> <p>附 則（略）</p>